



2024年5月30日

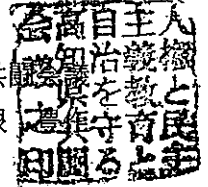
高知県知事

濱田 省司 様

高知県子ども・福祉政策部

西森 裕哉 様

人権と民主主義、教育と自治を守る高知県共闘会議
議長 中根



高知県の人権施策に関する申し入れ

日頃から、県行政の推進に尽力されていることに敬意を表します。

さて、2023年（令和5年）11月に『高知県の人権について』が発表されました。これは、ご存じの通り「実態の公表」が目的のものです。この記述内容を読み、「同和問題」に関して、以下のことを「人権と民主主義、教育と自治を守る高知県共闘会議」（以下、人権共闘）として申し入れます。申し入れた内容について、私たち人権共闘と話し合いの機会を持っていただくことと共に、誠意ある回答を求めます。

記

1. p6「1. 現状」の1段落目「同和問題は、～問題です」の記述について

確かに、「同和問題」が生まれた歴史的な経緯は説明できているかも知れません。しかし、この記述には2つの問題点があると思われます。

一つ目、1986年の意見具申で指摘されている通り、仮に現在になお残っていると考えられる「同和問題」の大きな側面の一つは、特定運動団体による糾弾活動などを避けたいがための意識にもあります。現代のこうした問題点に関する記述も必要だと考えます。

二つ目、「受けてきた」と表現されている通り、こうした差別が現在まで続いてきたかのような表現になっています。過去にあったという表現になっていませんか。就職や結婚に関する差別がいまなお、具体的な事例としてあるのでしょうか。ないとすれば、表現の仕方を変えるべきです。改善を求めます。

2. p6「2. 課題」の2行目「依然として残っています」の記述について

「国の実態調査より」と書かれている通り、高知県の現状ではなく、国の実態を記述しているように思われます。高知県に「依然として残ってい」る課題なのかどうか、高知県の実態から高知県の現状をはっきりと記述すべきです。

また、国の実態調査の設問は、「あなたは、現在でも部落差別があると思いますか」という設問です（法務省人権擁護局『部落差別の実態に係る調査 結果報告書』p169、問11）。「思います」と答えたとしても、それは意識のレベルであって、実際の差別があるかどうかを示すものではありません。

加えて、実際の差別を受けたり見聞きしたりしたかという問いもあります(同p168、問9)。しかし、それは「過去に」という限定がついており、現在ではなく過去のことです。しかも、それは何年前かは分かりません。例えば、50年前であっても「ある」という回答になり、「依然として残っています」という根拠の数値にはなりません。

こうした観点から、「依然として残っています」という記述は、改めるべきです。

3. p6「3. 相談件数・対応件数」から考えられることについて

「受け付けた同和問題に関する差別事象については発言が1件、インターネット上の書き込みが32件で」、「相談はありませんでした」という状態です。

『高知県の人権について』の他の分野の実態を見ると、「女性問題」では相談件数が2カ所で合わせて3204件、「子ども」726件、「高齢者」434件、「障害者」(解消法とセンターの合計で)67件、「HIV感染者等」(1 エイズ患者・HIV感染者等)63件、「外国人」638件、「犯罪被害者等」781件、「インターネットによる人権侵害」28件など、「同和問題」よりもかなり多い状態です。

とすれば、こうした実態から考えると、「同和問題」は完全に解決されたとは言えないかも知れませんが、11課題の一番に挙げて、解決に向けて「研修回数53回、受講者数2008人」(講師派遣事業・高知県人権啓発センター)というとりくみをしなければならぬ緊急かつ重大な課題ではないと判断すべきです。日常的な課題ではないと考えるべきです。

その観点に立って、一歩ずつ解決に前進していることを示すためにも、取り扱いを再考する時期に来ているのではないかと思います。

また、現在、働く人に対するパワハラやセクハラなどのハラスメントの事例は連日のように報道されている現実があります。しかし、これらは触れられていません。もっと現状に合わせた課題に対する対応を考えるべきです。

4. 要望事項

上記1～3で指摘したことを踏まえ、以下の5点を要望します。

- ①「11課題」からの削除も含めて、「同和問題」に関する認識と記述の変更を求めます。
その記述は、「今なお残っている」という観点ではなく、「ここまで前進してきた」という到達点や将来への希望を示す表現にするべきです。
- ②「同和問題」は特別扱いなどの必要はなく、一般的な人権相談の形で十分ではないかと思われます。また、その対応変更に伴い、「同和問題」に特化した形の研修会の縮小・中止を求めます。
- ③高知県として「同和問題」終結宣言を出すことを求めます。
- ④相談実数の多い解決すべき課題への対応をもっと重視すべきです。
- ⑤すべての人権課題の解決のために、憲法の基本的人権の学習を基本に据えるべきです。
課題があるからそのテーマを学習するという形ではなく、基本的人権がすべての人に保障されているという観点からの学びを基礎に、憲法で保障されている基本的人権を具体的に学ぶような学習・啓発を考えるべきです。

以上

【人権共闘連絡先】

電話 088-822-4135 (高知県教職員組合内)

事務局 畑山 和則

<参考資料>

『高知県の人権について』p6～8を、次ページ以降に添付しています。

同和問題

1 現状

同和問題は、人として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、経済的・社会的・文化的な不利益を受けてきた問題です。

また、インターネットの掲示板などへの差別的助長につながる書き込みや、「部落地名辞鑑」復刻版の内容がインターネット上で公開されるといった事案も発生しています。

こうしたことから「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行され、この法律に基づき国は部落差別の実態に係る調査を行いました。（令和 2 年 8 月公表）

2 課題

同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。（以下、上記国の実態調査より）

- ・インターネット上での差別的な書き込みが増加傾向にある。
- ・国民の正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る。
- ・インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な感情がうかがわれる。

3 相談件数・対応件数

令和 4 年度に県入籍・男女共両県両課が受け付けた同和問題に関する差別事象については発着が 1 件、インターネット上の書き込みが 32 件でした。また、同和問題に関しての相談はありませんでした。

同和問題に関する差別事象の受付状況

単位：件

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
発言	1	0	1	2	1
書き込み	0	1	1	0	0
ネット	0	54	134	26	32
合 計	1	55	136	28	33

※ネット・インターネット上の書き込みへの削除依頼数及び市町村等からの受付件数

4 人権侵害の事例と対応

差別事象事例（令和4年度中に県人権・男女共同参画課に通報があったもの）

事例

勤務先で口論となった際に、相手に対し差別を意図する発言をした。

対応

関係自治体、勤務先と共有、協議を行い、発言者には反省や研修への参加を促した。

インターネット上の差別的な書き込みへの対応

県人権・男女共同参画課ではインターネット上での同和問題に関する差別を助長する書き込みについては、サイト管理者に対して削除を依頼しており、令和4年度は計21件の書き込みと並び11のアカウントについて削除を依頼しました。

5 人権尊重への主な取組

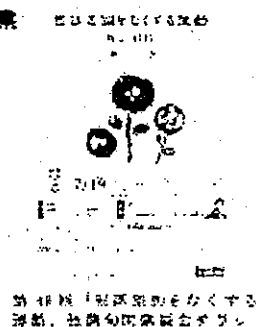
同和問題の解決に向けた取組を通して、人権尊重の意識が醸成されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施しました。

第49回「解消差別をなくする運動」強調旬間啓発事業

・強調旬間啓発事業

講演：「無関心でいられても無関係では
いられない人権問題～インター
ネット上の部落差別の現状等から
考える～」

講師：松村 元樹 氏（公益財団法人反
差別・人権研究所みえ常務理事）



開催日：令和4年7月19日（火）

場 所：高知会館

参加者：110人

・新聞広告、ポスターの掲示

人権啓発シリーズ新聞掲載事業

タイトル：「差別段階に『中立』はない」

公益財団法人反差別・人権研究所みえ

常務理事 ^{まつもと} 松村 ^{もとあき} 元樹 氏

掲載日：令和4年6月27日（月）

講師派遣事業（（公財）高知県人権啓発センター）

・「同和問題」をテーマとした研修：53回

受講者数：2,008人